平成２５年（フ）第５８号
富山県高岡市小竹235番地
破産者　山田　　豊
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第７９号
富山県砺波市安川528番地
破産者　折橋　芳博
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第８０号
富山県砺波市安川528番地
破産者　折橋芙美子
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１７６２号
名古屋市北区山田２丁目11番11号　大曽根住宅３棟３－５号
破産者　山田　壽雄
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６４５号
愛知県瀬戸市西長根町113番地
破産者　近藤　順子（旧姓西賴）
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７０２号
名古屋市名東区貴船１丁目40番地　三幸ビル101号
破産者　平野　宏志
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３８２号
千葉県柏市篠籠田981番地16
破産者　大橋　クミ
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２号
京都府福知山市字堀2004番地の４
破産者　阿部　宏樹
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第５４６号
堺市西区鳳中町６丁203番地20
破産者　間宮　邦夫
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７７６号
大阪府柏原市大字高井田450番地の１　ハイグレード高井田603号、前住所大阪府柏原市大字高井田1568番地の32
破産者　石岡　和美
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７９５号
堺市北区百舌鳥梅町３丁17番地１　メゾン・ド・パラン207号
破産者　兼古　宏幸
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８５０号
大阪府富田林市楠町４番６―1009号
破産者　阪本　節雄
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４６８号
兵庫県三木市志染町広野１丁目265番地
破産者　平　　泰和
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６３９号
神戸市須磨区白川台１丁目35番地の１　白川台南住宅４―104号
破産者　半澤　　忠
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３２２号
兵庫県加古郡稲美町中村1756番地の１
破産者　大路　健彦
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３５１号
兵庫県加古川市神野町神野551番地の４
破産者　池田　和明
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４０号
秋田県能代市字新山前52番地38
破産者　塩谷　鉄雄
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第４１号
秋田県能代市字大内田110番地１
破産者　大山　正光
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第３２７号
静岡市清水区辻４丁目４番11号　パーシモンA102、旧住所静岡市清水区弥生町12番21号
破産者　栗田　五良
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４８０号
静岡市葵区北安東２丁目12番22号
破産者　織田　高行
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部